

愛玩動物の虐待からの保護及び適正飼養の推進についての意見書

愛玩動物、いわゆるペットを家族の一員として考える人が増える一方で、ペットを悪意により傷つけたり、多数のペットを飼いきれないほど増やしてしまい、十分な世話をせず放置する多頭飼育崩壊など動物虐待の事案が後を絶たない。

令和元年に動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、動物虐待に対する罰則強化など動物の適正飼養に向けた規制の強化が行われてきたが、動物虐待事犯の検挙件数は令和5年に過去最高を記録し、依然として高止まりしている。

ペットは、民法上は物と扱われ、飼い主の所有権が強く保護されていることから、行政は、虐待の疑いがあったとしても飼い主の同意がなければペットを保護することができない。

さらに、虐待に係る罰則について、個々の行為における適用の判断が難しいケースがあることが指摘されているため、近年の様々な事案等を踏まえて見直す必要がある。

また、出生後56日を経過しない幼齢犬猫の販売を禁止する、いわゆる8週齢規制については、取引時の出生時期の確認が不十分なことや、個体管理の不備により、規制の実効性が確保されていないことも大きな問題となっている。

よって、国におかれては、愛玩動物の虐待からの保護及び適正飼養の推進を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 虐待の疑いがある場合における事態の深刻化を防ぐため、緊急一時保護制度や所有者に対する飼育禁止命令規定について検討すること
 - 2 虐待に係る罰則について、近年の事案等を踏まえて見直しを検討すること
 - 3 犬猫の8週齢規制の実効性の確保に向けて、事業者による取引時の出生時期の確認の徹底及び個体管理の適正化を通じて、適正飼養が図られるよう必要な措置を講ずること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月25日

殿

愛知県議会議長

川 嶋 太 郎

(提出先)

衆議院議長
内閣総理大臣

参議院議長
環境大臣